

工事目的物の引き渡し前に不可抗力による損害を受けた時の 取扱いについて

平成 26 年 10 月 14 日
農総第 1548 号

沖縄県農林水産部が発注する建設工事請負契約において、工事目的物引き渡し前（完成検査前）に請負契約書第 29 条の不可抗力による損害が発生した場合は、下記の取り扱いに基づくものとする。

記

1 不可抗力による損害発生のお知らせ

請負者は、不可抗力による損害が発生した場合は、建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）第 29 条第 1 項に基づき、その事実の発生後直ちにその状況を天災その他不可抗力による損害通知書（第 27 号様式）（以下「損害通知書」）により、発注者に通知しなければならない。

※損害通知書添付書類

- ① 損害発生前及び損害の概要
- ② 別紙内訳書【別紙(第 27 号様式関係)】
- ③ 損害発生前及び発生後の現場写真
- ④ 当該天災等が設計図書で定めた基準を超えたことを証明する資料（土木工事共通書仕様書 1-1-52.2）

2 損害状況調査、確認及び結果通知

発注者は、不可抗力による損害通知書を受領したら、契約書第 29 条第 2 項に基づき直ちに調査を行い、損害状況を確認し、調査結果を天災その他不可抗力による損害確認通知書（監督第 20 号様式）（以下「損害確認通知書」）により、請負者に通知しなければならない。

なお、損害状況調査、確認は、「沖縄県農林水産部工事監督要領」第 20 条に基づき監督員が行い、契約担当者に報告を行うものとする。

また、本庁発注工事については、監督第 20-1 号様式により契約担当者に報告するものとする。

3 損害費用の請求

請負者は、損害確認通知を受けた場合は、契約書第 29 条第 3 項に基づき天災その他不可抗力による損害額請求書（第 28 号様式）（以下「損害額請求書」）により損害費用を請求することができる。この場合、損害金の請求にあたっては損害金合計額算出根拠

となる内訳を添付すること。ただし、請負者から損害額請求書が提出されない場合は、発注者に負担義務はない。

4 損害額の算定

発注者は、前3項により請負者から損害費用の負担請求があつときは、契約書第29条第4項及び第5項に基づき発注者が負担すべき範囲及びその額を算定するものとする。

損害額の算定においては、足切り額（請負額の1/100）を控除し、契約書第52条（火災保険等）に基づき付保を義務づけられた保険等により填補された額がある場合は、損害総額から控除すること。

5 損害費用負担協議

損害費用負担額については、契約書第56条に基づき、発注者と請負者が損害費用負担協議書（監督第20-2号様式）により協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、請負者に通知する。

なお、本庁発注工事については、監督第20-4号様式により契約担当者に協議を依頼するものとする。

6 支払い請求

請負者は、損害費用負担協議成立後、当該損害費用負担額に係る支払い損害費用負担金額請求書（第28-1号様式）（以下「請求書」）を提出することができる。

損害費用負担額の支払いは、契約書第33条（請負代金の支払）を準用し、請求書を受理した日から40日以内とする。支払い遅延の場合は、契約書第46条第3項を準用する。

7 その他

（1）本取扱い制定の背景

条項第29条（不可抗力による損害）については、平成7年度以前においては条項第25条3項で「請負代金額の変更又は損害額の負担」と規定されていたため、設計変更、追加工事等の名目で不可抗力による損害に対し事実上負担が行われてきたが、平成7年度の条項改正において、発注者の負担方法は「請負代金額の変更」を削除し、「損害額の負担」に1本化された。

（2）工期の延長

元工事の工期については、請負者からの工期延長願いの提出により、所用の工期延長を行うことができる。

また、工事完成通知書の受理後、検査までの間に損害を受けた場合は、工期は終了しているが、契約行為は継続中であるため、同様に請負者から工期延長願の提出を受け、工期（再開）延長を行うものとする。

（3）損害額の負担範囲

損害額の負担範囲は、工事目的物、仮設物、工事現場に搬入済みの工事材料もしくは建設機械器具を対象に負担する。また、損害額は、現地確認及び工事に関する記録等により算定することから、詳細に調査を行うこと。

(4) 予算執行伺い

予算執行伺いにおいては、以下①～⑤の書類を添付することとする。また、支出科目は、建設工事請負契約書に基づくものであることから「工事請負費」となる。

- ① 天災その他不可抗力による損害発生通知書（第 27 条様式）及び添付書類
- ② 天災その他不可抗力による損害確認通知書（監督第 20 号様式）
- ③ 天災その他不可抗力による損害請求書（第 28 号様式）及び添付書類
- ④ 損害費用負担金の算定内訳
- ⑤ 損害費用負担協議書（案）（監督第 20-2 号様式）

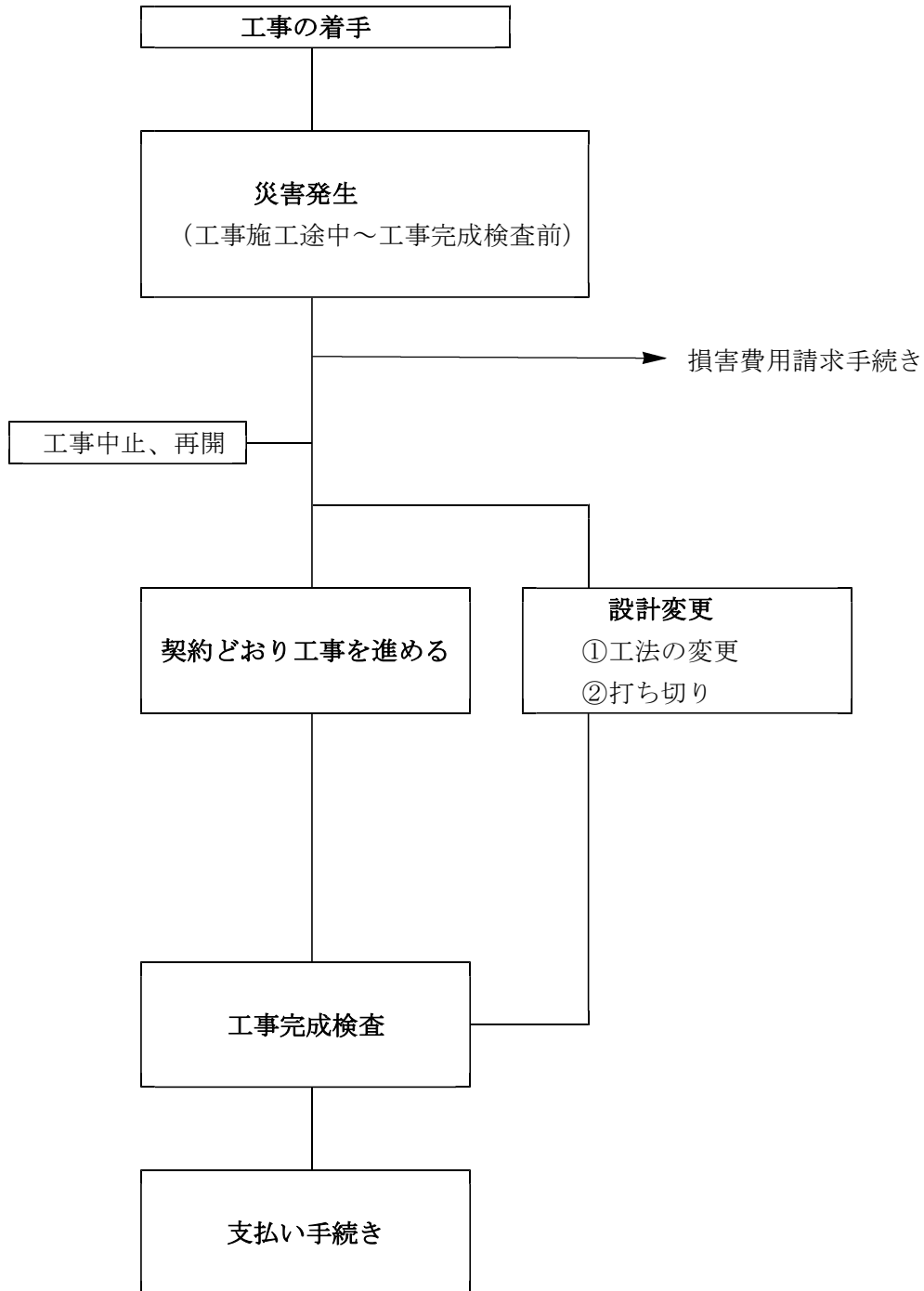
(5) 設計変更手続き

同一工法で現況復旧が不適當な場合、あるいは、予算、工期等に制限があり打切り完了する場合は、契約書第 19 条に基づき設計変更の手続きをとらなければならない。

不可抗力による損害費用請求等手続きの流れ

災害の発生	契約約款第 29 条第 1 項	
天災その他不可抗力による損害発生通知 (第 27 条様式) ※添付書類 ①損害概要 ②別紙内訳書【別紙 (第 27 号様式関係)】③写真④当該天災等が設計図書で定めた基準を超えたことを証明する資料 (土木工事共通書仕様書 1-1-52.2)		請負者 → 発注者
	契約約款第 29 条第 2 項	監督要領 20 条
損害状況調査、確認		監督員による調査、確認
	契約約款第 29 条第 2 項	
天災その他不可抗力による損害確認通知 (監督第 20 号様式)		発注者 → 請負者
	契約約款第 29 条第 3 項	
天災その他不可抗力による損害請求 (第 28 号様式) ※添付資料 損害合計額算出根拠となる内訳		請負者 → 発注者
	契約約款第 29 条第 4, 5 項	
損害費用負担金の算定 損害費用負担協議書(案)作成 予算執行伺い		発注者 → 会計部署
	契約約款第 56 条	
損害費用負担協議 (監督第 20-2 号様式)		発注者 → 請負者
支出負担行為		発注者 → 会計部署
損害費用負担金請求 (第 28-1 号様式)		請負者 → 発注者
支払い		発注者 → 請負者

設計変更等の対応の流れ



平成 年 月 日

沖縄県知事

殿

(請負者) 住 所

商 号

氏 名

印

天災その他不可抗力による損害通知書

平成 年 月 日付で契約した次の工事について、下記のとおり天災その他不可抗力により損害が生じたので、建設工事請負契約書第29条第1項の規定に基づき別紙を添えて通知します。

工 事 名 : _____

記

- 1 災害発生年月日 : 平成 年 月 日
- 2 天然現象 :
- 3 被災状況 : (別紙内訳書及び写真)
- 4 請負者のとった措置 :

注)天然現象には、降雨(24時間雨量、1時間雨量)、台風(風速)等に起因するものを記載する。

被災内訳及び内容確認書

費目	工種	種別	細別	規格	単位	被災額			確認数量※	摘要
						数量	単価	金額		

※欄は発注者が記入する。

主任監督員	現場監督員	管理技術者等

現場代理人	主任技術者 (監理技術者)

〇 〇 第 号
平成 年 月 日

(請負者) 住 所

商 号

氏 名

殿

沖縄県知事

印

天災その他不可抗力による損害確認通知書

平成 年 月 日付で損害通知のあった次の工事について、下記のとおり天災その他不可抗力による損害を確認したので、建設工事請負契約書第29条第2項の規定に基づき通知します。

工 事 名 : _____

記

- 1 災害発生年月日：平成 年 月 日
- 2 天 然 現 象：
- 3 確認した被災状況：（別添内訳書）

〇 〇 第 号
平成 年 月 日

農林水産部長

〇〇 〇〇 殿

〇〇農林土木事務所長 印
(公印省略)

天災その他不可抗力による損害確認について(報告)

平成 年 月 日付で損害通知のあった次の工事について、下記のとおり天災その他不可抗力による損害を確認したので、沖縄県農林水産部監督要領第20条第に基づき報告します。

工事名 : _____

記

- 1 災害発生年月日 : 平成 年 月 日
- 2 天然現象 :
- 3 確認した被災状況 : (別添内訳書)

平成 年 月 日

沖縄県知事

殿

(請負者) 住 所

商 号

氏 名

印

天災その他不可抗力による損害額請求書

平成 年 月 日付で確認の通知があった次の工事について、建設工事請負契約書第29条第3項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

工 事 名 :

記

1 災害発生年月日: 平成 年 月 日

2 天 然 現 象 :

3 確認された被災状況: (別添内訳書)

4 損 害 合 計 額 :

5 損 害 請 求 額 :

(別紙算出根拠による損害合計額)

注) 損害合計額算出の根拠となる内訳を添付する。

損害費用負担協議書

- 1 工 事 名 :
2 契 約 年 月 日 :
3 工 事 場 所 :
4 工 期 : 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日
5 請 負 代 金 額 : 円

上記工事の建設工事請負契約書第29条における不可抗力による損害費用負担金額については、同契約書第56条の規定に基づき下記のとおり協議します。

記

- 1 損害額は 円とする。
- 2 発注者の損害費用負担金額は、請負代金額の1/100を差し引いた 円
とし請負者に支払うものとする。
- 3 支払い条件
損害負担の支払いは、請求書を受理した日から40日以内とし、支払遅延の場合は建設
工事請負契約書の条項第46条第3項を準用します。
- 4 異議の申立
本協議成立後は、内容及び金額について、異議を申し立てることはできない。

以上、本協議書の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発 注 者 住 所 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
職 氏 名 沖縄県知事 仲井眞 弘多 印

受 注 者 住 所
商号又は名称
氏 名 印

〇〇第 号
平成 年 月 日

（請負者） 住 所
 商 号
 氏 名 殿

沖縄県知事 印

損害費用負担協議について

平成 年 月 日付け請求のあった下記の工事について、建設工事請負契約書第56条の規定に基づき下記のとおり協議を行いますので通知します。

なお、協議開始の日は下記協議日時とします。

記

1 協 議 日 時 :

2 協 議 場 所 :

3 協 議 内 容 :

〇〇第 号
平成 年 月 日

農林水産部長
〇〇 〇〇 殿

〇〇農林土木事務所長 印
（公印省略）

損害費用負担協議について（依頼）

平成 年 月 日付け請求のあった下記の工事について、下記のとおり協議を依頼します。

記

1 工 事 名 :

2 損 害 負 担 金 額 : ￥

3 添 付 資 料 :

損 害 費 用 負 担 金 請 求 書

金額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

対 象	
工 事 名	
工 事 場 所	
請 求 金 内 訳	天災その他不可抗力による損害額の発注者の負担額

上記のとおり請求します。

年 月 日

(発注者)

殿

請負者 住 所 〒

氏 名

印

電 話

_____ 銀行 _____ 支店 当座・普通
口座番号 _____
口 座 名 義 人 _____